

令和7年9月19日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について（１）

関東地方整備局は、クリエイティブ・ファクトリー株式会社（東京都新宿区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指 名 停 止 措 置 業 者    | 住 所               |
|--------------------|-------------------|
| クリエイティブ・ファクトリー株式会社 | 東京都新宿区新宿5丁目15番14号 |

### 2. 指名停止措置期間

令和7年9月19日から令和7年12月18日まで（3ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和7年7月23日付けで関東地方整備局発注の「R7建設技術フォーラム運営補助他業務」の契約締結を行ったが、入札金額に計上していなかった項目があったため、履行が不能になったとして令和7年8月2日に履行不能届を提出し、令和7年8月25日に契約を解除された。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、契約を解除されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第15号>

| 措 置 要 件                                                                               | 期 間                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| （不正又は不誠実な行為）<br>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1ヵ月以上9ヵ月以内 |